

## 調査事業に係る事後評価項目記載要領

### 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

### 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

吉野町の各地区について、地勢、道路の整備状況、居住者年齢別分布、運転免許保有率、自家用車保有率、主要施設(医療機関、福祉施設、学校、公民館、商業施設、観光施設等)の配置、隣接町村と本町との間の通勤・通学の状況、公共交通サービスの状況等に係るデータ・資料を整理するとともに、公共交通サービスに対する要望等に係る住民アンケート調査やバスに係る利用実態調査を実施することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

各地域の交流拠点、公立病院状況を踏まえつつ、福祉バスやスクールバスも含め、公共交通の問題点・課題を整理している。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

バスに係る利用実態調査を実施することにより、通勤・通学へのサービス対応率、バス利用者満足度、バス利用者数を把握した上で、今後3年にわたっての毎年の目標値を地域公共交通に関する目標として設定しているが、これらの目標値は、隣接市町村と本町との間で通勤・通学に係る旅客流動が相当程度あるという点で適切な目標と言えるほか、それを達成したかどうか検証しやすいという特徴を有している。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

公共交通サービスに対する要望等に係る住民アンケート調査の結果や平成19年に策定された第3次吉野町総合計画の後期基本計画の内容を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定している。

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

通勤・通学へのサービス対応率を向上させるため、朝・夕におけるコミュニティバスの実証運行を取組事業の案として選定した。また、バス利用者満足度、バス利用者数の増加を図るため、各路線において1日に2度は外出できる機会が得られるダイヤ設定とした。

自立性・持続性
1 事業の実施に向けての準備
地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
通勤・通学へのサービス対応率、バス利用者満足度、バス利用者数について地域公共交通に関する目標を定めているが、これらの目標を達成するため、朝・夕におけるコミュニティバスの実証運行、バスと鉄道の接続改善、日中の時間帯における高齢者の通院需要等、これらの取組事業についての具体的内容やスケジュールを検討するため、法定協議会を4回開催した。
事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
コミュニティバスの実証運行に係る具体的な達成目標(評価基準)は、実証運行に係る具体的な達成目標(評価基準)は一月あたりの利用者数を3150人とするという形で定める予定である。
事業の実施主体が検討されたか。
現在の福祉バス及びスクールバスの実施主体が吉野町であることから、コミュニティバスについても実施主体は吉野町であるのは、関係者の合意が形成できている。
実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
平成21年度においてコミュニティバスの事業を実施するにあたっては、総合事業による国費のほか、吉野町からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、吉野町の平成21年3月議会に平成21年度予算案を提出し、町議会において審議してもらうことになっている。
住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。
現在、住民等からの協賛金についての実施環境は整っていないが、自治会や老人クラブにおいて自主的な利用促進や啓発活動の実施環境が整いつつある。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
1	協議会における審議体制等
	協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
	法定協議会の運営要領が第1回法定協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、連携計画の策定、計画事業の進め方、計画事業の実施状況、その他法定協議会において必要と認めた事項と規定されている。
	協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。
	法定協議会の構成員には吉野町区長連合長が含まれているほか、調査事業の進め方を法定協議会で審議した上で、交通サービスに対する要望等に係る住民アンケート調査を実施し、調査結果について法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。
2	協議会における審議
	調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
	第1回法定協議会においては法定協議会の審議事項も含む運営要領が決定され、第2回法定協議会においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第3回法定協議会においては調査事業に結果報告が審議されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。
	協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
	議事の傍聴、議事録の公開は原則可能であり議事録の町ホームページへの掲載も準備中である。
3	地域関係者の実質的な合意形成
	地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
	法定協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、計画事業の実施主体については法定協議会とし、実証運行の実施においては調査員による実態調査を行う等について、関係者の合意形成が行われた一方、総合事業の実施について、法定協議会の構成員以外の者からの反対の声もなく、地域公共交通に関する目標やそれを達成するための事業について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。